「石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業」のご案内

いしかわ新型コロナ対策認証制度の認証を取得する宿泊施設に対して、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要となる備品・消耗品の購入や、新たな需要に対応するための施設改修など前向きな投資に必要な経費を支援します。

補助の対象となる事業者

旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者が運営する、 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」における認証を取得した宿泊施設

※ただし、認証申請中でも申請可能

申請期間

令和3年7月1日(木) \sim 8月10日(火)<u>郵送必着</u>

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

支援内容

- (1)補助対象期間 令和2年5月14日 \sim 令和3年12月31日
- (2)対象経費
 - ①備品・消耗品の購入費
 - ②施設改修など、前向きな投資に要する経費
- (3)補助率等

区分	対象期間	補助率	補助上限	
基礎分	令和2年5月14日から 令和3年12月31日まで	1/2	500万円	最大で
上乗せ分	令和3年7月1日から 令和3年12月31日まで	1/4	250万円	750万円

申請方法

①石川県HPから必要書類をダウンロードしてください。https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/shien.html②必要書類を事務局まで郵送してください。



いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

(石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業補助金)

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

電話番号:076-262-6170 受付時間:平日9時30分~17時30分(7月3日(土)、4日(日)は受付)